

運免第832号  
令和元年12月13日

交通部内所属長 殿  
各警察署長

青森県警察本部長

### 運転免許の行政処分の決定の手続について

運転免許の取消し又は効力の停止、拒否又は保留並びに自動車等の運転の禁止処分(以下「行政処分」という。)については、その内容により、意見の聴取、聴聞又は弁明の機会の付与の事前手続を経て決定することとなっている。

事前手続を含め、行政処分を決定するまでの手続については、「運転免許の行政処分の決定の手続について」(平成29年3月3日付け青警本運免第1321号。以下「旧通達」という。)により実施していたところであるが、下記のとおり改正し実施することとしたので事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

#### 記

##### 1 改正の要点

様式の一部を変更したほか、所要の整理を行った。

##### 2 事務の委任等

行政処分は、青森県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が、その事務を行うものであるが、「青森県公安委員会の事務の委任に関する規則」(昭和42年青森県公安委員会規則第9号)により、運転免許の効力の停止及び保留の処分(以下「停止処分等」という。)に係る事務については、本職に委任されているところである。

また、自動車等の運転の禁止処分(以下「禁止処分」という。)の事務については、「青森県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程」(平成16年青森県公安委員会規程第2号)により、本職の専決事務となっているものである。

よって、運転免許の取消し及び拒否の処分に係る事前手続については公安委員会が、停止処分等に係る事前手続は本職が、禁止処分に係る事前手続は公安委員会名で本職が行うこととなる。

##### 3 事前手続の対象

別添「意見の聴取・聴聞・弁明の機会の付与対象一覧」のとおり

##### 4 意見の聴取を行う場合

意見の聴取は、「道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則」(平成6年国家公安委員会規則第27号。以下「国家公安委員会規則」とい

う。)の規定に基づき行うものとする。

#### (1) 公安委員会が意見の聴取を行う場合

##### ア 意見の聴取の実施伺い等

運転免許課長は、被処分者ごとに「運転免許行政処分意見の聴取手続書」(別記様式第1)を作成するとともに、意見の聴取実施日ごとに「公安委員会意見の聴取実施伺いについて」(別記様式第2)を作成して、意見の聴取実施日、主宰者の氏名等について明らかにしておくものとする。

また、意見の聴取の実施場所は、やむを得ない理由がある場合以外は、運転免許課意見の聴取室とする。

なお、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。)第104条の2の2第2項に規定する再試験不受験による運転免許の取消処分に係る場合は、「運転免許行政処分意見の聴取手続書」(別記様式第1)に替えて、「運転免許行政処分意見の聴取手続書(再試験取消関係)」(別記様式第3)を作成するものとする。

##### イ 通知及び公示

被処分者に対する意見の聴取の通知について、運転免許課長は、「意見の聴取通知書」(別記様式第4)によって行うものとする。

なお、道交法第104条の2の2第6項の規定に基づく意見の聴取に係る意見の聴取通知書の様式については、別記様式第4-2のとおりとする。

同通知書には、「意見の聴取通知受領書」(別記様式第5)を同封し、被処分者の意見の聴取への出欠意思を確認するものとする。

また、道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第39条第2項に規定する公示は、「青森県公安委員会の聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の規定により青森県公安委員会が聴聞の期日及び場所を公示する掲示板」(平成8年青森県公安委員会告示第40号。以下「公安委員会の掲示板に関する告示」という。)で定められている掲示板に掲示して行うものとする。

通知及び公示については、意見の聴取の期日の1週間前までに行うものとし、道交法第104条の2の2第6項に係る通知については、再試験通知後1月を経過した後に行うものとする。

##### ウ 意見の聴取の審理

意見の聴取の審理は、国家公安委員会規則のほか、「聴聞等の秩序維持に関する規則」(平成4年国家公安委員会規則第1号。以下「聴聞等秩序維持規則」という。)により行うものとする。

また、国家公安委員会規則第12条に規定する「意見の聴取調書」の様式は、別記様式第6とする。

##### エ 行政処分の決定

意見の聴取実施後、主宰者は、公安委員会に被処分者の意見、弁明状況を報告し、行政処分の内容の適否の決定結果について、「公安委員会意見の聴取による行政処分決定伺いについて」(別記様式第7)により明らかにしておくものとする。

## (2) 本職が意見の聴取を行う場合

公安委員会が行う意見の聴取に準じて行うものとする。

この場合、「運転免許行政処分意見の聴取手続書」(別記様式第1)については、別に定める「運転免許に係る行政処分の事務処理要領」の「行政処分伺」(以下「行政処分伺」という。)の写しをもって代えることができるものとする。

また、「公安委員会意見の聴取実施伺いについて」(別記様式第2)に替えて「警察本部長意見の聴取実施伺いについて」(別記様式第8)を、「公安委員会意見の聴取による行政処分決定伺いについて」(別記様式第7)に替えて「警察本部長意見の聴取による行政処分決定伺いについて」(別記様式第9)を作成するものとする。

## 5 聽聞を行う場合

聴聞は、「青森県公安委員会の聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則」(平成8年青森県公安委員会規則第9号。以下「県公安委員会規則」という。)の規定に基づき行うものとする。

### (1) 公安委員会が聴聞を行う場合

#### ア 聽聞の実施伺い等

運転免許課長は、被処分者ごとに「運転免許行政処分聴聞手続書」(別記様式第10)を作成するとともに、聴聞実施日ごとに「公安委員会聴聞実施伺いについて」(別記様式第11)を作成して、聴聞実施日、主宰者の氏名等について明らかにしておくものとする。

なお、聴聞の実施場所は、やむを得ない理由がある場合以外は、運転免許課聴聞室とする。

#### イ 通知及び公示

被処分者に対する通知について、運転免許課長は、県公安委員会規則別記様式第6号「聴聞通知書」によって行うものとし、同聴聞通知書には、「受領書」(別記様式第12)を同封し、被処分者の聴聞への出欠意思を確認するものとする。

また、公示は、公安委員会の掲示板に関する告示により定められている掲示板に掲示して行うものとする。

なお、通知及び公示は、聴聞の期日の1週間前までに行うものとする。

#### ウ 聽聞の審理

聴聞の審理は、県公安委員会規則のほか、聴聞等秩序維持規則により行うものとする。

#### エ 行政処分の決定

聴聞実施後、主宰者は、公安委員会に被処分者の意見、弁明状況を報告し、行政処分の内容の適否の決定結果について、「公安委員会聴聞による行政処分決定伺いについて」(別記様式第13)により明らかにしておくものとする。

## (2) 本職が聴聞を行う場合

公安委員会が行う聴聞に準じて行うものとする。

なお、「運転免許行政処分聴聞手続書」(別記様式第10)については、行政処分伺の写しをもって代えることができるものとする。

また、「公安委員会聴聞実施伺いについて」(別記様式第11)に替えて「警察本部長

聴聞実施伺いについて」(別記様式第14)を、「公安委員会聴聞による行政処分決定伺いについて」(別記様式第13)に替えて「警察本部長聴聞による行政処分決定伺いについて」(別記様式第15)を作成するものとする。

## 6 弁明の機会の付与を行う場合

### (1) 公安委員会が弁明の機会の付与を行う場合

公安委員会が弁明の機会の付与を行う場合は、国家公安委員会規則の規定に基づき行うものとする。

また、弁明は、口頭によるものとする。

#### ア 弁明の機会の付与の実施伺

運転免許課長は、被処分者ごとに「運転免許の拒否・事後取消手続書」(別記様式第16)を作成するとともに、弁明の機会の付与の実施日ごとに「運転免許の拒否・事後取消に係る弁明の機会の付与実施伺いについて」(別記様式第17)を作成し、弁明の機会の付与の実施日、弁明録取者の氏名等について明らかにしておくものとする。

また、弁明の機会の付与の実施場所は、運転免許課又は運転免許課長が指定した場所とする。

#### イ 通知

道交法第90条第4項の規定による通知について、運転免許課長は、弁明の機会の付与の実施日の1週間前までに被処分者に対し行うものとし、その際作成する通知書は、県公安委員会規則別記様式第16号「弁明通知書」の様式によるものとする。

#### ウ 弁明の録取

弁明録取者は、弁明の機会の付与当日、被処分者の弁明を録取するものとする。

なお、その際作成する弁明調書は、県公安委員会規則別記様式第17号「弁明調書」の様式によるものとする。

#### エ 行政処分の決定

弁明の機会の付与実施後、運転免許課長又は交通聴聞官が、公安委員会に被処分者の弁明状況を報告し、行政処分の内容の適否の決定結果について、「運転免許の拒否・事後取消行政処分決定伺いについて」(別記様式第18)により明らかにしておくものとする。

### (2) 本職が弁明の機会の付与を行う場合

#### ア 国家公安委員会規則により弁明の機会の付与を行う場合

公安委員会が行う弁明の機会の付与に準じて行うものとする。

なお、「運転免許の拒否・事後取消手續書」(別記様式第16)に替えて、「運転免許の保留・事後停止手續書」(別記様式第19)を、「運転免許の拒否・事後取消に係る弁明の機会の付与実施伺いについて」(別記様式第17)に替えて「運転免許の保留・事後停止に係る弁明の機会の付与実施伺いについて」(別記様式第20)を、「運転免許の拒否・事後取消行政処分決定伺いについて」(別記様式第18)に替えて、「運転免許の保留・事後停止行政処分決定伺いについて」(別記様式第21)を

作成するものとする。

また、運転免許の保留の処分に関して、被処分者が弁明の機会の権利を放棄する旨申し立てた場合は、その場において、弁明の機会の権利を放棄する旨を県公安委員会規則別記様式第17号「弁明調書」に録取するものとする。

イ 県公安委員会規則による弁明の機会の付与を行う場合

公安委員会が行う弁明の機会の付与に準じて行うものとする。

なお、「運転免許の拒否・事後取消手続書」(別記様式第16)に替えて、「運転免許行政処分弁明通知手続書」(別記様式第22)又は「行政処分執行伺書」(別記様式第23)を、「運転免許の拒否・事後取消行政処分決定伺いについて」(別記様式第18)に替えて、「弁明の機会の付与の結果について」(別記様式第24)を作成するものとする。

7 事前手続を要しない場合

道交法第103条第1項第5号及び第107条の5第1項第2号の規定による90日未満の期間の運転免許の効力の停止及び禁止処分に該当する場合は、道交法第113条の2の規定により、行政手続法(平成5年法律第88号)の適用除外となるため、事前手続を要しない。

この場合、運転免許課長は、行政処分の内容を明らかにするため、「行政処分執行伺書」(別記様式第23)を作成するとともに、「出頭通知書」(別記様式第25)により、被処分者に対し、行政処分の内容を通知するものとする。

8 その他

- (1) 本通達で規定した様式については、被処分者数や事案の概要等により、適宜行数を変更して作成するものとする。
- (2) 道交法第103条の2第1項に規定による運転免許の仮停止の処分、第104条の2の3第1項の規定による運転免許の暫定停止の処分及び第106条の2第1項の規定による仮運転免許の取消処分に関する手続については、別に定めるものとする。

担当：運転免許課行政処分係

## 意見の聴取・聴聞・弁明の機会の付与対象一覧

種類	対象	細目	意見の聴取等開催根拠	事前手続きを行う行政庁 (規則関係)
意見の聴取	道交法103条1項5号の規定による取消し、若しくは90日以上の免許停止	道交法103条1項5号 一般違反行為(点数制度による)	道交法104条1項前段	公安委員会 90日以上の免許停止及び運転禁止の処分は本部長 (国家公安委員会規則)
	道交法103条2項1号から4号までの規定による取消し	道交法103条2項1号 故意 運転殺人・傷害		
		道交法103条2項2号 危険運転致死傷・アルコール発覚免脱		
		道交法103条2項3号 法117条の2第1号・第3号:酒酔い運転・過労運転(麻薬等の影響に限る)		
		道交法103条2項4号 法117条の違反:救護義務違反		
	道交法103条3項(5項準用を含む)の処分移送通知書(1項5号又は2項1号から4号までに限る)の送付を受けたとき。	道交法103条3項 他県の場合～処分移送通知書		
	道交法103条5項	処分移送通知書受理県の取消し等の場合で3項の準用を規定		
	道交法104条の2の2第2項の規定による取消し	道交法104条の2の2第2項 再試験不受験		
	道交法104条の2の2第4項の規定による取消し	道交法104条の2の2第4項 再試験不受験で処分移送通知書を受けた場合		
	道交法107条の5第1項2号、第2項の規定による90日以上の運転禁止(国際運転免許証)	道交法107条の5第1項2号 一般違反行為		
聴聞	道交法103条1項又は4項の規定による90日以上の免許停止(1項5号を除く)	道交法103条1項1号イ 幻覚の症状を伴う精神病～統合失調症	道交法104条の2第1項 道交法104条の2第2項前段	公安委員会 90日以上の免許停止及び運転禁止の処分は本部長 (県公安委員会規則)
	道交法103条1項又は4項の規定による取消し(1項5号を除く)	道交法103条1項1号ロ 発作により意識障害・運動障害～てんかん、再発性の失神、無自覚性の低血糖症		
		道交法103条1項1号ハ その他運転に支障を及ぼす病気～躁うつ病、睡眠障害、その他		
		道交法103条1項1号の2 認知症		
		道交法103条1項2号 目が見えないこと、その他身体の障害～四肢を失う等		
		道交法103条1項3号 アルコール、麻薬、大麻、あへん、覚醒剤の中毒者		
		道交法103条1項4号 6項の規定による命令に違反(適性検査受検・診断書提出命令)		
		道交法103条1項6号 重大違反歴		
		道交法103条1項7号 道路外致死傷(次項5号:道路外危険運転を除く)		
		道交法103条1項8号 危険性帯有(停止処分のみ)		
	道交法103条2項若しくは4項の規定による免許の取消し(2項5号に限る)	道交法103条2項5号 道路外で、故意によるもの又は危険運転致死傷・アルコール免脱		
		道交法103条4項 処分移送通知書受理後の取消し等(移送元は処分できない)		
	道交法104条の2の3第3項、5項の取消し、90日以上の停止	道交法104条の2の3第3項 臨時適性検査不受検		
		道交法104条の2の3第5項 法103条3項、4項、9項の場合の準用		
	道交法107条の5第1項1号の規定による90日以上の運転禁止(国際運転免許証)	道交法107条の5第1項1号 発給条件(103条1項1号～3号に限る)		
弁明の機会(一般的な弁明)	道交法103条1項又は4項の規定による90日未満の免許停止(1項5号を除く)	道交法103条1項1号イ 幻覚の症状を伴う精神病～統合失調症	行手法第13条1項2号	本部長 (県公安委員会規則)
	(道交法107条の5第1項1号による90日未満の運転禁止も含まれる。)	道交法103条1項1号ロ 発作により意識障害・運動障害～てんかん、再発性の失神、無自覚性の低血糖症		
		道交法103条1項1号ハ その他運転に支障を及ぼす病気～躁うつ病、睡眠障害、その他		
		道交法103条1項1号の2 認知症		
		道交法103条1項2号 目が見えないこと、その他身体の障害～四肢を失う等		
		道交法103条1項3号 アルコール、麻薬、大麻、あへん、覚醒剤の中毒者		
		道交法103条1項4号 6項の規定による命令に違反(適性検査受検・診断書提出命令)		
		道交法103条1項6号 重大違反歴		
		道交法103条1項7号 道路外致死傷(次項5号:道路外危険運転を除く)		
		道交法103条1項8号 危険性帯有		
	道交法104条の2の3第3項、5項の規定による90日未満の停止	道交法104条の2の3第3項 臨時適性検査不受検		
		道交法104条の2の3第5項 法103条3項、4項、9項の場合の準用		

種類	対象	細目	意見の聴取等開催根拠	事前手続きを行う行政府 (規則関係)
道交法90条1項ただし書の拒否又は保留		道交法90条1項1号イ 幻覚の症状を伴う精神病～統合失調症	道交法90条4項	公安委員会 保留の処分は本部長 (国家公安委員会規則)
		道交法90条1項1号ロ 発作により意識障害・運動障害～てんかん、再発性の失神、無自覚性の低血糖症		
		道交法90条1項1号ハ その他運転に支障を及ぼす病気～陳うつ病、睡眠障害、その他		
		道交法90条1項1号の2 認知症		
		道交法90条1項2号 アルコール、麻薬、大麻、あへん、覚醒剤の中毒者		
		道交法90条1項3号 8項の規定による命令に違反(適性検査受検・診断書提出命令)		
		道交法90条1項4号 一般違反行為(点数制度による)		
		道交法90条1項5号 重大違反し		
		道交法90条1項6号 道路外致死傷(次項5号:道路外危険運転を除く)		
		道交法90条1項7号 隘道通知		
道交法90条2項の拒否		道交法90条2項1号 故意 運転殺人・傷害	道交法90条7項～道交法90条4項の準用	公安委員会 事後停止の処分は本部長 (国家公安委員会規則)
		道交法90条2項2号 危険運転致死傷・アルコール発覚免脱		
		道交法90条2項3号 法117条の2第1号・第3号:酒酔い運転・過労運転		
		道交法90条2項4号 法117条の違反:救護義務違反		
		道交法90条2項5号 故意の道路外致死傷		
道交法90条5項の規定による事後取消・停止～1項4号から6号		道交法90条1項4号 一般違反行為(点数制度による)	道交法90条7項～道交法90条4項の準用	公安委員会 事後停止の処分は本部長 (国家公安委員会規則)
		道交法90条1項5号 重大違反し		
		道交法90条1項6号 道路外致死傷(次項5号:道路外危険運転を除く)		
		道交法90条2項1号 故意 運転殺人・傷害		
道交法90条6項の規定による事後取消～2項各号		道交法90条2項2号 危険運転致死傷・アルコール発覚免脱	道交法90条7項～道交法90条4項の準用	公安委員会 事後停止の処分は本部長 (国家公安委員会規則)
		道交法90条2項3号 法117条の2第1号・第3号:酒酔い運転・過労運転		
		道交法90条2項4号 法117条の違反:救護義務違反		
		道交法90条2項5号 故意の道路外致死傷		
		道交法90条1項1号イ 幻覚の症状を伴う精神病～統合失調症		
道交法90条13項の規定による仮免許拒否～1項1号から2号まで		道交法90条1項1号ロ 発作により意識障害・運動障害～てんかん、再発性の失神、無自覚性の低血糖症	道交法90条14項～道交法90条4項の準用	公安委員会 (国家公安委員会規則)
		道交法90条1項1号ハ その他運転に支障を及ぼす病気～陳うつ病、睡眠障害、その他		
		道交法90条1項1号の2 認知症		
		道交法90条1項2号 アルコール、麻薬、大麻、あへん、覚醒剤の中毒者		
		道交法103条の2第1項1号 ひき逃げ		
道交法103条の2第1項の仮停止		道交法103条の2第1項2号 酒酔い運転等のよって死傷事故	道交法103条の2第2項	警察署長
		道交法103条の2第1項3号 一時停止等のよって死亡事故		
法104条の2の3第1項の暫定停止		一定の病気等の疑いによる3月以内の停止	道交法104条の2の3第2項	公安委員会
適用なし	道交法103条1項5号による90日未満の停止(含む90日未満の運転禁止)	道交法103条1項5号 一般違反行為(点数制度による)	道交法113条の2により適用除外	本部長
	道交法106条の2第1項による仮免許の取消し	法103条1項各号(4号及び8号を除く)、2項各号に該当	道交法113条の2により適用除外	公安委員会
	道交法90、97、103条の欠格期間の指定		道交法113条の2により適用除外	対象外
	道交法104条の2の2第1項～再試験不合格		行手法3条1項11号の試験結果によるもので、不利益処分ではない。	

※ 道交法～道路交通法(昭和35年法律第105号)

※ 行手法～行政手続法(平成5年法律第88号)

※ 国家公安委員会規則～道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第27号)

※ 県公安委員会規則～青森県公安委員会の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則(平成8年公安委員会規則第9号)

## 運転免許行政処分意見の聴取手続書

意見の聴取第 号  
年 月 日

運転免許課長	交通聴聞官	運転免許調査官	補佐	起案	年	月	日							
住 所				氏 名										
職 業				年 月 日 生 ( 歳 )										
免 許 の 種 類	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	け ん 引	大 型 二	中 型 二	普 通 二	第 号
														年 月 日 付 付
	青森県公安委員会													
被意見の聴取者は、														
処 分 理 由	日 時	年 月 日 午 時 分 頃												
	場 所	付近道路( )において												
	運転車両													
	違反状況	道路交通法に定める をしたものであります。												
	このほか、過去3年以内に													
	処分前歴や違反行為がありますので(ありませんので)、													
	処分前歴	回	の累積点数	点	になります。(欠格期間 年 該当)									

公安委員長	公安委員	公安委員

本部長	交通部長

交	0	1	4	3	1	0	年
---	---	---	---	---	---	---	---

年 月 日

青森県公安委員会 殿

運転免許課長

公安委員会意見の聴取実施伺いについて  
見出しについて、次のとおり意見の聴取を実施してよろしいか伺います。

意見の聴取実施日	年 月 日 ( )
意見の聴取実施場所	
意見の聴取実施数	名 (詳細は別添被処分者名簿、運転免許行政処分意見の聴取手続書のとおり)
意見の聴取主宰者	

交通違反・交通事故の形態		
	形態別	実施数
違		名
		名
		名
		名
		名
		名
		名
		名
	小計	名
	(死亡 傷害)	名
事	(死亡 傷害)	名
	小計 (死亡 傷害)	名
合計		

## 被処分者名簿

年 月 日

一連番号	住 所	氏 名	交 通 通 事 の 形	違 故 態	点 数	処分前歴 累積点数	処分量定	出欠	弁明の有無	備 考	処 分 結 果
1						回 点	年				
2						回 点	年				
3						回 点	年				
4						回 点	年				
5						回 点	年				
6						回 点	年				
7						回 点	年				
8						回 点	年				
9						回 点	年				
10						回 点	年				
11						回 点	年				
12						回 点	年				
13						回 点	年				
14						回 点	年				
15						回 点	年				

**運転免許行政処分意見の聴取手続書**  
**(再試験取消関係)**

意見の聴取第 号  
年 月 日

運転免許課長	交通聴聞官	運転免許調査官	補佐	起案 年 月 日			
住 所 氏 名 職 業 年 月 日 生 ( 歳 )							
免 許 の 種 類						第 号	
	普 通	準 中 型	大 二 型 輪	普 二 通 輪	原 付	年 月 日 交 付	
青森県公安委員会							
処 理 由          	被意見の聴取者は、						
	年 月 日 運転免許を取得し、その免許取得から						
	<input type="checkbox"/> 1年以内に						
	<input type="checkbox"/> 1年以内の初心運転者講習受講 ( 年 月 日 ) 後、さらに						
	違 反 歴	年 月 日					点
		年 月 日					点
		年 月 日					点
	の違反行為で、累積点数が 点になります。						
	<input type="checkbox"/> したがって再試験の基準に該当し、 公安委員会から						
	<input type="checkbox"/> したがって初心運転者講習修了者の再試験の基準に該当し、青森県公安委員会						
から							
年 月 日 付けて、再試験の受験通知を受けながら							
正当な理由なく、再試験を受験することなく法定期間を経過したので							
免許の取消処分に該当するものであります。							
1 適用法条 • 道路交通法 第 条 第 項 • 道路交通法 第 条 第 項 <input type="checkbox"/> 道路交通法施行令 第 条 第 項 <input type="checkbox"/> 道路交通法施行令 第 条 第 項 2 通知発出の経緯 年 月 日 初心者通知到達 年 月 日 再試験通知到達 3 その他							

## 意見の聴取通知書

様

あなたに対する運転免許の行政処分について、道路交通法第104条第1項の規定による意見の聴取を次により行いますから通知します。

日 時	
場 所	
理 由	
携 行 品	

理由

年 月 日	違 反 (事 故) 等 の 内 容	点 数
過去3年以内における前歴の有無回数	回	累 積 点 数
過去5年以内における取消歴等の有無	有	・ 無

[連絡先]

青森県運転免許センター

青森県警察本部 交通部 運転免許課 行政処分係

電話 017-782-0081 内線233

第 号

## 意見の聴取通知書

年 月 日

殿

青森県公安委員会

道路交通法第104条の2の2第6項の規定に基づき、あなたに対する下記理由による処分に係る意見の聴取を下記のとおり行いますから出頭されるよう通知します。

記

処分をしようとする理由	<input type="checkbox"/> 道路交通法施行令第36条(再試験の基準)に該当し、初心運転者講習を修了しなかったことにより再試験の通知を受けて、その再試験を受けなかったため。 <input type="checkbox"/> 道路交通法施行令第37条の3(初心運転者講習修了者に係る再試験の基準)に該当し、再試験の通知を受けて、その再試験を受けなかったため。
意見の聴取の期日	
意見の聴取の場所	

### 備考

- あなた又はあなたの代理人が正当な理由がなくて出頭しなかったときは、意見の聴取を行わないで処分をします。
- あなたが代理人を意見の聴取に出席させようとするときは、代理人1人を選任し、意見の聴取の期日までに、代理人の氏名及び住所並びにあなたが代理人に対して意見の聴取に関する一切の行為をすることを委任する旨を記載した文書を提出してください。
- あなた又はあなたの代理人は、意見の聴取場所において、事案について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができます。

注) 本様式は、法第104条の2の2第6項に係る意見の聴取を実施する際に用いるものとする。

別記様式第5

## 意見の聴取通知受領書

私あての意見の聴取通知書を、確かに受領しました。  
この意見の聴取には(該当する項目に○印をつけてください)

- 1 私が出席します。
- 2 代理人                                  を出席させます。
- 3 出席するつもりですが、都合で出席できなかつた  
ときは、欠席のまま決めて下さい。
- 4 欠席しますので処分は欠席のまま決めてください。

-- 連絡したいことがありましたらこの欄をご利用ください --

青森県公安委員会（青森県警察本部長） 殿

あなたの住所

氏名  
連絡先（自宅）  
TEL（勤務先）



※代理人が出席する場合は、同封の「代理人資格証明書」  
の用紙に所定事項を記入して持参させてください。

※お願い

本人が住所変更している場合は、お手数でも下記に記入  
して返信をお願いします。

転居先住所

転居者の連絡先

返信者のお名前

(関係 )

※1 用紙は葉書大とする。

※2 裏面に送付先として交通部運転免許課行政処分係を記載する。

意見の聴取調書		第 号
年　月　日		
主宰者の職名及び氏名		
印		
意見の聴取の件名	運転免許の行政処分に関するこ	
意見の聴取の期日	年　月　日	
意見の聴取の場所		
当事者の氏名及び住所（代理人・補佐人・参考人・関係人の氏名及び住所）	<input type="checkbox"/> 当事者 <input type="checkbox"/> 代理人 <input type="checkbox"/> 補佐人	住所 氏名 生年月日　年　月　日生
当事者又は その代理人 の意見の陳述 の要旨	意見の聴取通知書の	
	<input type="checkbox"/> 運転免許の取消処分該当 <input type="checkbox"/> 運転免許の効力を停止する該当 理由を読み聞かせて審問したところ、次のとおり陳述した。	
	記	
	-----	
	-----	
	-----	
	-----	
提出された 証拠の標目	-----	
参考人又は関係人 の陳述の要旨	-----	
その他参考事項	-----	

注 1 所定の欄は、適宜、行数を増減することができる。また、別紙に記載のうえこれを添付することができる。

2 不要の欄は斜線を引くこと。

公 安 委 員 長	公 安 委 員	公 安 委 員

本 部 長	交 通 部 長

交	0	1	4	3	1	0	年
---	---	---	---	---	---	---	---

年 月 日

青森県公安委員会 殿

運転免許課長

公安委員会意見の聴取による行政処分決定伺いについて  
見出しについて、次のとおり行政処分を決定してよろしいか伺います。

意見の聴取実施日	年 月 日 ( )
実 施 数	名 (出欠状況～出 名、欠 名)

区分	出 欠	年 月 日 ( )			計
		出席決定	欠席決定	処分未決	
取消	年				
	年				
	年				
停止	日				
	日				
次 回					
移 送					
そ の 他					
計					

※ 詳細は別添被処分者名簿のとおり

## 被処分者名簿

年 月 日

一連番号	住 所	氏 名	交 通 通 事 の 形	違 故 態	点 数	処 分 前 歴 累 積 点 数	処 分 量 定	出 欠	弁 明 の 有 無	備 考	処 分 結 果
1						回 点	年				
2						回 点	年				
3						回 点	年				
4						回 点	年				
5						回 点	年				
6						回 点	年				
7						回 点	年				
8						回 点	年				
9						回 点	年				
10						回 点	年				
11						回 点	年				
12						回 点	年				
13						回 点	年				
14						回 点	年				
15						回 点	年				

本部長	交通部長

交	0	1	4	3	1	0	年
---	---	---	---	---	---	---	---

年月日

青森県警察本部長 殿

運転免許課長

警察本部長意見の聴取実施伺いについて  
見出しについて、次のとおり意見の聴取を実施してよろしいか伺います。

## 1 意見の聴取実施日

年月日( )

## 2 意見の聴取場所

## 3 意見の聴取実施数

日	名
日	名
日	名
日	名
計	名

※ 詳細は別添被処分者名簿のとおり

## 4 意見の聴取主宰者

## 5 交通違反・事故の形態

## 交通違反・交通事故の形態

	形態別	実施数
違 反		名
		名
		名
		名
		名
	小計	名
事 故		名
		名
		名
	小計	名
合計		名

## 被処分者名簿

年 月 日

一連番号	住 所	氏 名	交 通 通 事 の 形	違 故 態	点 数	処分前歴 累積点数	処分量定	出欠	弁明の有無	備 考	処分結果
1						回 点	年				
2						回 点	年				
3						回 点	年				
4						回 点	年				
5						回 点	年				
6						回 点	年				
7						回 点	年				
8						回 点	年				
9						回 点	年				
10						回 点	年				
11						回 点	年				
12						回 点	年				
13						回 点	年				
14						回 点	年				
15						回 点	年				

本部長	交通部長

交 014310年

青森県警察本部長 殿

運転免許課長

警察本部長意見の聴取による行政処分決定伺いについて  
見出しについて、次のとおり行政処分を決定してよろしいか伺います。

1 意見の聴取実施日					
年 月 日 ( )					
2 意見の聴取実施結果					
	処分決定		移 送	次 回	計
	出席 (輕減)	欠席			
日 ( )					
日 ( )					
日 ( )					
日 ( )					
計 ( )					

注：( )は内数である。  
※ 詳細は別添被処分者名簿のとおり

## 被处分者名簿

年 月 日

一連番号	住 所	氏 名	交 通 違 反 交 通 事 故 の 形 態	点 数	処分前歴 累積点数	処分量定	出欠	弁明の有無	備 考	処分結果
1						回 点 年				
2						回 点 年				
3						回 点 年				
4						回 点 年				
5						回 点 年				
6						回 点 年				
7						回 点 年				
8						回 点 年				
9						回 点 年				
0						回 点 年				
1						回 点 年				
2						回 点 年				
3						回 点 年				
4						回 点 年				
5						回 点 年				

# 運 転 免 許 行 政 処 分 聽 聞 手 続 書

聽聞第号  
年月日

- 1 適用区分  
道路交通法  
道路交通法施行令
- 2 参考事項

公 安 委 員 長	公 安 委 員	公 安 委 員

本 部 長	交 通 部 長

交	0	1	4	3	1	0	年
---	---	---	---	---	---	---	---

月 日

青森県公安委員会 殿

運転免許課長

## 公安委員会聴聞実施伺いについて

見出しについて、次のとおり聴聞を実施してよろしいか伺います。

の 形 態	
形 態 别	実 施 数
	名
	名
	名
	名
	名
	名
	名
	名
合	計十
	名

聴 聞 実 施 日	年 月 日 ( )
聴 聞 場 所	
聴 聞 実 施 数	名 (詳細は別添被処分者名簿、運転免許行政処分聴聞手続書のとおり)
聴 聞 主 審 者	

## 被処分者名簿

## 年 月 日

一連番号	住 所	氏 名	違 反 ・ 病 気 の 形 態	処分量定	出欠	弁明の有無	備 考	処分結果
1				年				
2				年				
3				年				
4				年				
5				年				
6				年				
7				年				
8				年				
9				年				
10				年				
11				年				
12				年				
13				年				
14				年				
15				年				

別記様式第12

<b>受 領 書</b>	
年 月 日	
青森県公安委員会（警察本部長）殿	
住所	
氏名	㊞
年 月 日付聴聞第 号の聴聞通 知書を受領しましたので、次により出欠をお知らせします。	
記	
1 私が出席します。	
2 代理人 を出席させます。	
3 出席するつもりですが、都合で出席できなかつた時は、欠 席のまま処分を決めてください。	
4 欠席しますので、処分は欠席のまま決めてください。	
備考 1 住所、氏名を記入し、押印して、出欠等の該当数字 1～4のうち一つを選択して○をつけてください。 2 この受領書は、 年 月 日までに到着 するよう必ず返送してください。	

※1 用紙は葉書大とする。

※2 裏面に送付先として交通部運転免許課行政処分係を記載する。

公 安 委 員 長	公 安 委 員	公 安 委 員

本 部 長	交 通 部 長

交	0	1	4	3	1	0	年
---	---	---	---	---	---	---	---

年 月 日

青森県公安委員会 殿

運転免許課長

公安委員会聴聞による行政処分決定伺いについて  
見出しについて、次のとおり行政処分を決定してよろしいか伺います。

聴 聞 実 施 曰	年 月 曰 ( )
取 扱 数	名 (出欠状況～出 名、欠 名)

区分	出 欠	年 月 曰 ( )			計
		出席 決 定	欠席 決 定	処 分 未 決	
取 消	年				
	年				
	年				
停 止	日				
	日				
次 回					
移 送					
そ の 他					
計					

※ 詳細は別添被処分者名簿のとおり

## 被処分者名簿

年 月 日

一連番号	住 所	氏 名	違 反 ・ 病 気 の 形 態	処分量定	出欠	弁明の有無	備 考	処分結果
1				年				
2				年				
3				年				
4				年				
5				年				
6				年				
7				年				
8				年				
9				年				
10				年				
11				年				
12				年				
13				年				
14				年				
15				年				

本部長	交通部長

交	01	43	10年
---	----	----	-----

年 月 日

青森県警察本部長 殿

運転免許課長

警察本部長聴聞実施伺いについて

見出しについて、次のとおり聴聞を実施してよろしいか伺います。

1 聽聞実施日 年 月 日 ( )		
2 聽聞場所		
3 聽聞実施数		
日	名	
日	名	
日	名	
日	名	
計	名	
※ 詳細は別添被処分者名簿のとおり		
4 聽聞主宰者		
5 形態		
名		
名		
計	名	

## 被処分者名簿

年 月 日

一連番号	住 所	氏 名	違 反 ・ 病 気 の 形 態	処 分 量 定	出 欠	弁 明 の 有 無	備 考	処 分 結 果
1				年				
2				年				
3				年				
4				年				
5				年				
6				年				
7				年				
8				年				
9				年				
10				年				
11				年				
12				年				
13				年				
14				年				
15				年				

本部長	交通部長

交 014310年

青森県警察本部長 殿

運転免許課長

警察本部長聴聞による行政処分決定伺いについて  
見出しについて、次のとおり行政処分を決定してよろしいか伺います。

1 聽聞実施日 年 月 日 ( )					
2 聽聞実施結果					
	処分決定		移 送	次 回	計
	出席 (輕減)	欠席			
日 ( )					
日 ( )					
日 ( )					
日 ( )					
計 ( )					

注：( )は内数である。  
※ 詳細は別添被処分者名簿のとおり

## 被処分者名簿

年 月 日

一連番号	住 所	氏 名	違 反 ・ 病 気 の 形 態	処 分 量 定	出 欠	弁 明 の 有 無	備 考	処 分 結 果
1				年				
2				年				
3				年				
4				年				
5				年				
6				年				
7				年				
8				年				
9				年				
10				年				
11				年				
12				年				
13				年				
14				年				
15				年				

## 運転免許の拒否・事後取消手続書

第 号  
年 月 日

運転免許課長	交通聴聞官	運転免許調査官	補佐	起案	年 月 日											
住所 職業					氏名 年 月 日生(歳)											
免許の種類	大型	中型	準中型	普通	大型	大自二	普自二	小型	原付	けん引	大型二	中型二	普通二	二	第号 年 月 日交付 青森県公安委員会	
処分理由	被処分者は、年 月 日 免許に合格したものであるが、それ以前の															
	日 時		年 月 日 午 時 分 頃													
	場 所		付近道路( )において													
	運転車両		を運転し													
	違反状況		道路交通法に定める違反(点)													
			をしたものであります。													
違反歴		このほか、これまでに、														
		年 月 日														
		年 月 日														
		年 月 日														
		年 月 日														
		年 月 日														
拒否事後取消期間		処分前歴回、累積点数点となり、														
		年 月 日から			年 月 日までの			年間								
		の運転免許の拒否・事後取消しに該当するものであります。														
適用条令		第33条の2 第33条の3 第33条の4														
道路交通法 第90条 同法施行令																

備考 用紙の大きさはA4版とする。

別記様式第17

公安委員長	公安委員	公安委員

本部長	交通部長

交	01	43	10年
---	----	----	-----

年 月 日

青森県公安委員会 殿

運転免許課長

運転免許の拒否・事後取消に係る弁明の機会の付与実施伺いについて  
見出しについて、次のとおり実施してよろしいか伺います。

弁明の機会の付与実施日	年 月 日 ( )
弁明場所	
弁明録取者	

被処分者名簿

処分番号	氏名	処 分 種 別		期 間
		拒否	事後取消し	
				年 月 日 ( 年 )
				年 月 日 ( 年 )
				年 月 日 ( 年 )
				年 月 日 ( 年 )

備考 用紙の大きさはA4版とする。

別記様式第18

公安委員長	公安委員	公安委員

本部長	交通部長

交	01	43	10年
---	----	----	-----

年 月 日

青森県公安委員会 殿

運転免許課長

運転免許の拒否・事後取消行政処分決定伺いについて  
見出しについて、次のとおり行政処分を決定してよろしいか伺います。

処分番号	氏名	処 分 種 別		期 間
		拒否	事後取消し	
				年 月 日 ( 年 )
				年 月 日 ( 年 )
				年 月 日 ( 年 )
				年 月 日 ( 年 )

備考 用紙の大きさはA4版とする。

## 運転免許の保留・事後停止手続書

第 号  
年 月 日

運転免許課長	交通聴聞官	運転免許調査官	補佐	起案	年 月 日											
住所 職業					氏名 年 月 日生(歳)											
免許の種類	大型	中型	準中型	普通	大型	大自二	普自二	小型	原付	けん引	大型二	中型二	普通二	二	第号 年 月 日交付 青森県公安委員会	
処分理由	被処分者は、 年 月 日 免許に合格したものであるが、それ以前の															
	日 時		年 月 日 午 時 分 頃													
	場 所		付近道路( )において													
	運転車両		を運転し													
	違反状況		道路交通法に定める違反(点)													
			をしたものであります。													
違反歴		このほか、これまでに、														
		年 月 日														
		年 月 日														
		年 月 日														
		年 月 日														
		年 月 日														
拒否 事後取消 期間		処分前歴 回、累積点数 点となり、														
		年 月 日から 年 月 日までの 年間														
		の運転免許の保留・事後停止に該当するものであります。														
適用条令		第33条の2 第33条の3 第33条の4														
道路交通法 第90条 同法施行令																

備考 用紙の大きさはA4版とする。

別記様式第20

公安委員長	公安委員	公安委員

本部長	交通部長

交	0	1	4	3	1	0	年
---	---	---	---	---	---	---	---

年 月 日

青森県公安委員会 殿

運転免許課長

運転免許の保留・事後停止に係る弁明の機会の付与実施問い合わせについて  
見出しについて、次のとおり実施してよろしいか伺います。

弁明の機会の付与実施日	年 月 日 ( )
弁明場所	
弁明録取者	

被処分者名簿

処分番号	氏名	処 分 種 別		期 間
		保留	事後停止	
				年 月 日 ( 年 )
				年 月 日 ( 年 )
				年 月 日 ( 年 )
				年 月 日 ( 年 )

備考 用紙の大きさはA4版とする。

別記様式第21

公安委員長	公安委員	公安委員

本部長	交通部長

交	01	43	10年
---	----	----	-----

年 月 日

青森県公安委員会 殿

運転免許課長

運転免許の保留・事後停止行政処分決定伺いについて  
見出しについて、次のとおり行政処分を決定してよろしいか伺います。

処分番号	氏名	処分種別		期間
		拒否	事後停止	
				年 月 日 ( 年 )
				年 月 日 ( 年 )
				年 月 日 ( 年 )
				年 月 日 ( 年 )

備考 用紙の大きさはA4版とする。

## 運転免許行政処分弁明通知手続書

弁 明 第 号  
年 月 日

運転免許課長	交通聴聞官	運転免許調査官	補佐	起案 年 月 日										
住所 職業				氏名										
				年 月 日 生 (歳)										
免許の種類	大	中	準	普	大	大	普	小	原	けん	大型	中型	普通	第 号  年 月 日 交付 青森県公安委員会
	型	型	中型	通	特	自二	自二	特	付	引	二	二	二	
処分理由	被処分者は、													
	1 病名													
	2 認定理由													
	3 処分該当区分													
適用条令	道路交通法 第 条 第 項 道路交通法施行令第 条 第 項													

備考 用紙の大きさはA4版とする。

交	0	4	3	1	年
---	---	---	---	---	---

年 月 日

運転免許課長 殿

運転免許課長  
担当 行政処分係

## 行政処分執行伺書

みだしについて、別紙処分者名簿記載のとおり決定し、下記により処分執行してよろしいかお伺いします。

記

- 1 処分対象者 短期・中期 人(内弁明の機会の付与対象者 人)  
 2 日 時 年 月 日 午前 時  
 3 場 所 青森県運転免許センター

警察署名	件 数	警察署名	件 数
青 森		鰺 ケ 沢	
弘 前		三 戸	
八 戸		七 戸	
黒 石		青 森 南	
五 所 川 原		五 戸	
む つ		外 ケ 浜	
三 沢		板 柳	
十 和 田		大 間	
つ が る		合 計	
野 辺 地			

- 4 弁明の機会の付与対象者に、別添の弁明通知書を送付する。  
(弁明録取者 主査 、警部補 )

出頭(弁明)通知書		
月 日 通	月 日 通	月 日 通
担当者 印	担当者 印	担当者 印

## 行政处分者名簿

区分		執行場所		執行日		頁	頁
----	--	------	--	-----	--	---	---

交	0	4	3	1	年
---	---	---	---	---	---

年 月 日

運転免許課長 殿

運転免許課長  
担当 行政処分係

## 行政処分執行伺書

みだしについて、別紙処分者名簿記載のとおり決定し、下記により処分執行してよろしいかお伺いします。

記

- 1 処分対象者 短期・中期 人(内弁明の機会の付与対象者 人)  
 2 日 時 年 月 日 午前 時  
 3 場 所 青森県運転免許センター

警察署名	件 数	警察署名	件 数
青 森		鰺ヶ沢	
弘 前		三 戸	
八 戸		七 戸	
黒 石		青 森 南	
五 所 川 原		五 戸	
む つ		外 ケ 浜	
三 沢		板 柳	
十 和 田		大 間	
つ が る		合 計	
野 辺 地			

- 4 弁明の機会の付与対象者に、別添の弁明通知書を送付する。  
(弁明録取者 主査 、警部補 )

出頭(弁明)通知書		
月 日 通	月 日 通	月 日 通
担当者 印	担当者 印	担当者 印

## 行政处分者名簿

区分		執行場所		執行日		頁	頁
----	--	------	--	-----	--	---	---

別記様式第24

年　月　日

運転免許課長殿

運転免許課長  
担当行政処分係

弁明の機会の付与の結果について

年　月　日、青森県運転免許センターにおいて実施した「弁明の機会の付与」の結果は下記のとおりであるので報告する。

記

対象者	人中、			
出席	人、欠席	人	(内次回)	人
であった。				
<input type="checkbox"/> 出席した　　人について、別添のとおり弁明録取書を作成したところ、				
<input type="checkbox"/> 人については、事実認定に誤りがないと認められた。				
<input type="checkbox"/> 人については、弁明が容認できるものであった。(処分保留)				
<input type="checkbox"/> 欠席した　　人について、				
<input type="checkbox"/> 人については、欠席のやむを得ない理由が認められなかった。				
<input type="checkbox"/> 人については、欠席のやむを得ない理由が認められたため、次回扱いとした。				

様

## 出頭通知書

通知番号	
------	--

出頭	日時	
	場所	
	理由	
携 行 品		

理由

年 月 日	違 反 (事 故) 等 の 内 容	点 数
過去3年以内における前歴の有無回数	回	累 積 点 数
		点

[連絡先]

青森県運転免許センター

青森県警察本部 交通部 運転免許課 行政処分係

電話 017-782-0081 内線232・234